

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	菊陽町	国調人口(H17.10.1現在)	32,434
構成団体名		職員数(H22.4.1現在)	191
		健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 計画期間：

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計において一般職に属する常勤の職員（地方公務員法第3条3項の特別職を除く。）について、平成22年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。

3 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.94 (22年度)	標準財政規模 (百万円)	7,568 (21年度)
財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)	地方債現在高 (百万円)	21,688 (21年度)
実質公債費比率 (%)	12.9 (21年度)	うち普通会計債現在高(百万円)	11,705 (21年度)
経常収支比率 (%)	88.4 (20年度)	うち公営企業債現在高(百万円)	9,983 (21年度)
実質収支比率 (%)	6.9 (21年度)	積立金現在高 (百万円)	3,912 (21年度)
将来負担比率	79.4 (20年度)		

注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	菊陽町公的資金補償金免除繰上償還のための財政健全化計画
計 画 期 間	平成22年度～平成26年度
既 存 計 画 と の 関 係	行財政改革大綱(H18～H27年度)に沿った内容にする。
公 表 の 方 法 等	ホームページに掲載(平成22年12月中)
基 本 方 針	人口増加への対応と行政の効率化をバランス良く進める。

I 基本的事項（つづき）
5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		23,736.0	32,268.7	56,004.7
	補償金免除額		2,466.4	5,871.8	8,338.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通会計債	公営住宅建設事業債			32,268.7	32,268.7
	義務教育施設整備事業債		23,736.0		23,736.0
小 計 (A)			23,736.0	32,268.7	56,004.7
出一般債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)			23,736.0	32,268.7	56,004.7

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通会計債					
小 計 (A)					
出一般債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通会計債					
小 計 (A)					
出一般債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>積極的にインフラ整備（道路、土地区画整理、下水道等）に先行投資してきたこと、立地条件に恵まれ大型住宅団地の整備が行われたことから、県下でも屈指の人口増加地域（H17年度末32,582人→H21末36,389人〔11.7%増〕）となり、企業の立地も進んだことから、税収は順調に増加してきた。財政力指数は上昇傾向にあり、平成20年度決算で類似団体平均0.72に対して0.89となっている。</p> <p>しかし、税収の構成を見ると、一部の企業の固定資産税に頼っており、不況時には大幅な減収となる恐れがあるため、安定性に欠ける。そのため、財政調整機能を有する基金の確保に努める必要がある。さらに、学校、保育所関係の経費など急激な人口増加に伴う経費が増加していることや、施設の改築更新時期が集中し始めていること、社会保障関係経費が増加していることなど課題を抱えており、財源不足の状況が続いている。</p> <p>また、経常収支比率に占める公債費の割合は平成20年度決算で類似団体平均16.8%に対して19.6%となり、悪化している。実質公債費比率も平成21年度12.9%から平成22年度14.6%となっており、地方債元利償還金の負担は看過できない状況にある。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 給与水準・定員管理の適正合理化</p> <p>平成20年度決算において、ラスパイレス指数は96.8（類似団体平均96.1）と平均的な水準にあり、人口千人当たり職員数は5.40人（類似団体平均6.73人）と抑制傾向にある。人口増加が進む中での定員削減は行政サービスの水準を確保する観点から困難であり、このため、今後も引き続き適正な定員管理に努める。</p> <p>課 題 ② 公債負担の健全化</p> <p>実質公債費比率は年々悪化しており、平成20年度決算12.9%（類似団体平均12.0%）から、平成21年度決算14.6%となった。また、地方債現在高は今後実施する大型事業に備えて起債発行額を抑制してきたにもかかわらず、平成21年度末で約117億円となっている。このため、今後の地方債残高の抑制策として、施行時期を考慮した大型事業の実施に努める。</p> <p>課 題 ③ 公営企業繰出金の適正運用</p> <p>宅地化、人口増加を見越して積極的に下水道の整備を進めてきた。これに係る地方債には整備時期により7%以上のものも含め利率の高いものがあり、一般会計からの繰出金として大きな負担となっている。このため、企業会計の導入（法適化）や使用料改定の検討など経営健全化に向けての取組みと共に、繰上償還（借換）を行うことにより利子負担の軽減を図る。</p> <p>課 題 ④ 税収入の確保</p> <p>財政運営上、個人住民税、固定資産税、法人住民税について安定的な税収を確保することが最も重要だが、各税の性質上、景気の動向、企業の業績に影響を受ける。このため、減収に備えて、財政調整機能を有する基金を標準財政規模の20%以上確保することが当面の課題である。</p> <p>税の徴収率向上のため、平成20年度から熊本県地方税徴収特別対策総室との連携による合同公売会の開催など滞納対策の強化に取組んできており、さらなる改善に努める。</p> <p>課 題 ⑤ 公共施設管理の適正合理化</p> <p>昭和40年代後半から行ってきた学校・町営住宅等の建築物、道路・下水道等のインフラ施設については、改築更新時期が重なるため、財政面で負担が大きく、新規事業着工への制約になっている。さらに、老朽化した施設の維持修繕費も年々大きくなってきている。このため、施設の更新時期を視野に入れた適切な公共施設の管理を行うことで支出の抑制に努める。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
地方税	4,294	4,328	5,507	5,963	5,954	5,997	6,000	6,000	6,000	6,000
地方譲与税等	621	763	573	568	561	550	550	550	550	550
地方特例交付金	88	79	24	57	53	66	66	66	66	66
地方交付税	1,539	1,242	575	319	402	680	400	400	400	400
小計(一般財源計)	6,542	6,412	6,679	6,907	6,970	7,293	7,016	7,016	7,016	7,016
分担金・負担金	9	12	50	58	56	50	50	50	50	50
使用料・手数料	307	312	306	314	309	330	330	330	330	330
国庫支出金	534	655	888	869	1,555	1,462	1,600	1,600	1,500	1,500
うち普通建設事業に係るもの	173	217	245	128	105	200	350	350	200	200
都道府県支出金	349	338	489	467	757	713	710	710	710	710
うち普通建設事業に係るもの	21	11	22	0	236	20	20	20	20	20
財産収入	103	323	292	197	244	250	250	250	250	250
寄附金	14	12	8	3	13	1	1	1	1	1
繰入金	738	51	515	222	283	121	330	330	330	330
繰越金	534	373	652	695	692	759	645	780	749	778
諸収入	126	123	84	61	60	60	60	60	60	60
うち特別会計からの貸付金返済額										
うち公社・三社からの貸付金返済額										
地方債	787	3,156	922	710	721	818	1,352	1,700	1,270	888
特別区財政調整交付金										
歳入合計	10,043	11,767	10,885	10,503	11,660	11,857	12,344	12,827	12,266	11,913
人件費 a	1,722	1,625	1,660	1,643	1,627	1,626	1,625	1,625	1,625	1,625
うち職員給	1,153	1,049	1,074	1,029	972	971	970	970	970	970
物件費 b	1,446	1,482	1,519	1,605	1,745	1,858	1,870	1,880	1,890	1,900
維持補修費 c	48	40	45	51	54	75	75	75	75	75
a + b + c = d	3,216	3,147	3,224	3,299	3,426	3,559	3,570	3,580	3,590	3,600
扶助費	581	572	753	794	871	1,469	1,480	1,490	1,500	1,510
補助費等	1,567	1,058	1,209	1,195	1,858	1,629	1,629	1,629	1,629	1,629
うち公営企業(法適)に対するもの										
普通建設事業費	1,517	3,845	1,918	1,561	1,757	1,550	1,950	2,400	2,100	1,700
うち補助事業費	637	616	889	312	441	412	600	800	700	400
うち単独事業費	880	3,229	1,029	1,249	1,316	1,138	1,350	1,600	1,400	1,300
災害復旧事業費	1	34	2							
失業対策事業費										
公債費	1,136	1,123	1,417	1,416	1,420	1,432	1,434	1,578	1,268	1,293
うち元金償還分	907	910	1,187	1,194	1,213	1,240	1,250	1,389	1,068	1,085
積立金	241	316	557	422	377	372	300	300	300	300
貸付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち特別会計への貸付金										
うち公社、三社への貸付金										
繰出金	1,379	990	1,108	1,120	1,191	1,200	1,200	1,100	1,100	1,100
うち公営企業(法非適)に対するもの	811	351	448	419	438	496	494	450	450	450
その他				3						
歳出合計	9,639	11,086	10,189	9,811	10,901	11,212	11,564	12,078	11,488	11,133

【財政指標等】

(単位：百万円、人)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
形式収支	404	681	696	692	759	645	780	749	778	780
実質収支	332	587	556	451	519	516	546	524	545	546
標準財政規模	6,331	6,468	6,927	7,413	7,568	7,770	7,847	7,926	8,005	8,085
財政力指数	0.72	0.75	0.81	0.89	0.95	0.94	0.96	0.96	0.96	0.96
実質赤字比率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
經常収支比率 (%)	83.1	83.5	90.0	88.4	88.7	89.0	89.0	89.0	89.0	89.0
実質公債費比率 (%)	10.1	10.9	12.2	12.9	14.6	14.5	14.6	14.7	14.4	14.1
地方債現在高	10,700	12,945	12,680	12,197	11,705	11,283	11,385	11,696	11,898	11,701
積立金現在高	3,239	3,534	3,606	3,814	3,912	4,163	4,133	4,103	4,073	4,043
財政調整基金	1,450	1,645	1,442	1,520	1,483	1,648	1,638	1,628	1,618	1,608
減債基金	398	448	449	451	453	504	504	504	504	504
その他特定目的基金	1,391	1,441	1,715	1,843	1,976	2,011	1,991	1,971	1,951	1,931
職員数	195	196	195	192	191	192	193	194	195	195

注 実質公債費比率は、平成21年度(平成18年度から平成20年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度(平成19年度から平成21年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		
2 経常経費の見直し		
○ 定員管理	1	第三次行政改革大綱（集中改革プラン）により、5年間（平成17年度から平成21年度まで）で10人減を目標に、退職者不補充、臨時職員の活用などによる削減の取組みを続けてきたが、平成21年度において削減数は6名となった。人口増加が進んでいる中で職員の削減は行政サービス維持の観点から困難なため、今後トータルで人にかかるコストを圧縮できるよう適正な管理に取り組む。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	1	国の給与構造改革に準じ、給与カーブのフラット化、55歳以上昇給の抑制、枠外昇給廃止などを講じて給与構造の転換を図ってきた。地域手当に該当はなく、税務手当等の各種手当についても整理すべきものは廃止済である。
◇ 技能労務職員の給与のあり方	1	本町の技能労務職員は給食調理員（学校、保育所）であり、退職者不補充により職員数の削減に努めてきた。今後、平成20年に策定した「技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」により、給与水準、昇給の適正化を図る。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	1	廃止済。
◇ 福利厚生事業のあり方	1	市町村職員共済組合の事業主負担は1/2で適正。
○ 物件費、維持補修費等の見直し		臨時職員賃金については、職員の定員管理と併せて削減を図る。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		社会福祉施設2箇所、農産物直売所等からなる複合施設1箇所を指定管理者制度により民間委託している。
○ その他		

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	4	税務署OBを指導員（臨時職員）として採用しており、平成21年度からは職員配置を1名増とするなど、滞納対策の強化に取り組んできた。平成20・21年度には熊本県の地方税徴収特別対策総室へ職員を派遣、公売会やインターネット公売を開始するなど新たな取り組みも行っており、徴収率は平成19年度93.1%、平成20年度93.9%と上昇している。
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		土地開発公社が工業団地の分譲を行っているが、借入金の利子負担から早期の完売が望ましい。引き続き、財務状況の監視を続ける。
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開		
◇ 給与及び定員管理の状況の公表		ホームページで公開している。
◇ 財政情報の開示		ホームページで公開している。
○ 行政評価の導入		外部評価も含めて導入済みであり、結果はホームページで公開している。
6 その他	2	地方債残高の抑制策として、施行時期を考慮した大型事業の実施に努める。利率入札の活用などにより利子負担の軽減に努める。
6 その他	3	公営企業繰出金の適正を図るため、下水道事業債の繰上償還を行い、下水道特別会計への繰出金を減らす。

注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【新規計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	定員管理計画により計画的に採用を進めることで、人件費総額を削減する。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	地方債残高の抑制策として、施行時期を考慮した大型事業の実施に努める。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

課題	項目	実績					計画前5年度実績	目標					計画合計
		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)		平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
	実質公債費比率	10.1	10.9	12.2	12.9	14.6		14.5	14.6	14.7	14.4	14.1	
	地方債現在高	10,700	12,945	12,680	12,197	11,705		11,283	11,385	11,696	11,898	11,701	
1	職員給	1,153	1,049	1,074	1,029	972		971	970	970	970	970	
	改善効果額							1	2	2	2	2	9
	改善効果額												
	改善効果額												
	改善効果額												
	改善効果額												
	改善効果額							1	2	2	2	2	9
		計画前5年間改善効果額 合計						改善効果額 合計 A					9
								Aのうち公営企業会計加算分 B					
								(Bの内訳) ○○会計への加算額					
								○○会計への加算額					
								A - B					9
								<参考>補償金免除額 (旧資金運用部資金)					8.4

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 「Aのうち公営企業加算分 B」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。